様式第一（第三条関係）

# 報　告　書

（注）※印の欄には記入しないこと。

| ※管理番号 | |
|---|---|
| ※受付年月日 | 年　　月　　日 |

<table>
<tr><td rowspan="2">製　品　名</td><td rowspan="2">電気ストーブ</td><td>品名（ブランド名）</td><td colspan="5">〇〇ヒーター（ＳＹＯ－ＨＩ）</td></tr>
<tr><td>機種・型式等</td><td colspan="5">ＳＹＯ－ＡＢＣ－１２３<br>（生産国名：日本　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>事故発生年月日</td><td colspan="7">２０１０年　６月　１日　　午前・[午後]　　９時頃</td></tr>
<tr><td>火災の有無</td><td>[1.有]　2.無</td><td>一酸化炭素中毒の有無</td><td>1.有　[2.無]</td><td>製品被害の有無</td><td colspan="3">[1.有]　2.無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">人的被害区分</td><td colspan="7">①死亡（　）名</td></tr>
<tr><td colspan="7">②負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの）（　）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名</td></tr>
<tr><td colspan="7">③負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）（１）名<br>（以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。）<br>1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名<br>4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名<br>6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名<br>8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名</td></tr>
<tr><td colspan="7">④人的被害なし</td></tr>
<tr><td rowspan="7">事　故　内　容</td><td colspan="7">①事実関係<br>５月２５日に〇×消防署より当社に連絡された内容<br>電気ストーブをつけてから２０分くらい経った時、「バーン」と音がして、製品背面より炎が上がり、壁や天井を焦がした。消費者が風呂の水を使い消火し、消防に通報した。消化の際、全治１０日の火傷を負った。<br><br>同一機種による類似事故の発生件数：　　２件（本件を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="7">②事故発生の原因<br>1.設計不良　[2.製造不良]　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備<br>6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="7">（以下、詳細を記述すること。）<br>５月２８日に当社、消防署、独立行政法人製品評価技術基盤機構△△支所と立会いにて調査をしたところ、電気ストーブの基盤に使われている◎◎◎◎の部品を取り付けるハンダの量にばらつきがあり、電源の入切による冷熱の繰り返しによりハンダ剥離が発生し、放熱性が低下することから、発火に至った。</td></tr>
<tr><td colspan="7">③事故に係る再発防止の措置<br>[1.製造の中止]　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　[5.製造工程の改善]<br>6.品質管理の強化　[7.製品の回収]　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起<br>10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="7">（以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。）<br>事故の原因が判明した以降、一時、製造を中止している。また、既に販売した製品については同様の事故が再発する可能性があるため、今後速やかに、経済産業省にリコール開始届等の提出を行った後、製品の無償回収の措置の準備を進め、新聞社告、自社ホームページにおいて周知を行う予定。後継品においては製造工程におけるハンダ付け工程の見直し改善を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="7">④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先<br>（名称）：◇◇◇検査所<br>（連絡先）：東京都□□区■■■１－２－３　　０３－◎◎◎◎－××××</td></tr>
<tr><td colspan="7">⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先<br>（名称）：〇〇〇〇株式会社<br>（連絡先）：東京都ＶＶＶ区１－２－３　　０３－△△△△－◇◇◇◇</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| 事故を認識した契機と日 | （認識した契機）：<br>○×消防署より、「電気ストーブから出火する火災事故が発生し、火災認定している。」との、当社あて電話があったことを受け、重大製品事故に該当することを認識した。 |
| | （認識した年月日）<br>２０１０年　５月　２５日　午前・午後　３時頃 |
| 事故発生場所 | ●（住所）：□□県□□市□□４－５－６ |
| | （具体的場所）：住宅の居間 |

| | |
|---|---|
| ☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量 | （時期）：２００５年　４月　１日　から　２００８年　１０月　３１日まで |
| | （数量）：３０，０００台 |
| ☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量 | （時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで |
| | （数量）： |
| ☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量 | （時期）：２００５年　５月　１日　から　２００９年　２月　２８日まで |
| | （数量）：２８，０００台 |

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

| |
|---|
| □　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。 |

| | |
|---|---|
| 製造・輸入事業者の名称及び所在地 | （名称）：○○○○株式会社<br>（報告者の業種）１.製造事業者　２.輸入事業者<br>（届出の有無）１.有（根拠となる法律名：電気用品安全法　）　２.無 |
| | （所在地）：東京都ＶＶＶ区１－２－３　０３－△△△△－◇◇◇◇<br>（電話番号）：０３－△△△△－◇◇◇◇<br>（担当部署）：品質管理課<br>（担当部署電話番号）：０３－△△△△－◇◇◆◆<br>●（担当者役職）：品質管理課長<br>●（担当者氏名）：○○　○○<br>（e-mail）：123hinshitsu@xxxxxx.co.jp |
| 所属の業界団体名及び同所在地 | （名称）：一般社団法人ＺＺＺ工業会 |
| | （所在地）：東京都ＱＱＱ区ＬＬＬ１－２－３<br>（電話番号）：０３－ＷＷＷＷ－ＲＲＲＲ |

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2　●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

（注）※印の欄には記入しないこと。

| ※管理番号 | |
|---|---|
| ※受付年月日 | 年　月　日 |

# 参　考　資　料

| 報告書作成者<br>（報告書記載の製造・輸入事業者と違う場合は、記載してください） | （名称・機関名）　〇〇販売株式会社　　（氏名）　◎◎　◎◎<br>e−mail：123soudan@xxxxxx-hanbai.co.jp<br>（住所）　東京都ＶＶＶ区３－４－５　（電話番号）：　０３－△△△△－◆◆◆◆<br>（FAX）：０３－△△△△－◆◆９９ |
|---|---|

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| ①・被害者 | ﾌﾘｶﾞﾅ　ショウヒ　ハナコ<br>（姓）　消費　（名）　花子<br>性別　1.男　[2.女]　●（年齢：　30 歳）<br>（住所）　東京都△△区××678<br>（電話番号）　03－WWWW－XXXX<br>購入先企業名（　XYZ電気店　） |
| ②人的被害内容 | 1.死亡　2.負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの）<br>[3.負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）] |
| ③人的被害区分 | 1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　[5.火傷]　6.皮膚障害　7.視覚障害　8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害　15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素による中毒　17.一酸化炭素以外の中毒（　　）　18.窒息　19.感電　20.その他（　　） |
| ④治癒状況 | [1.完治]　2.治療中　3.不明　　全治（　日間・内入院　日間・通院　日間） |
| ●⑤被害者の要望 | [1.被害金額の弁償]　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料　[6.調査・原因究明]　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし<br>（内容）<br>被害金額の弁償と、なぜ事故が起きたのか原因究明を行って報告して欲しい。 |
| ●⑥被害者への措置 | [1.被害金額の支払]　[2.製品交換]　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供　6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払　10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪　14.その他（　　）<br>前項 2.～5.において　1.有償　[2.無償]　被害者の反応　[1.納得]　2.納得しない<br>（内容）<br>事故原因について説明を行い、被害金額の弁償を行った。また、事故により使用不能となtった電気ストーブについては、別のタイプの電気ストーブと交換を行った。<br>（提示金額：　△△△△△△円）　（支払金額：　××××××円） |

（注）被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

<table>
<tr><td rowspan="3">⑦<br>事故製品の所有者</td><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ　ショウヒ　　ハナコ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>（姓）：消費</td><td>（名）：　花子</td></tr>
<tr><td colspan="3">（住所）　東京都△△区××678<br>（電話番号）　03－WWWW－XXXX</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧<br>製品の購入等年月日及び入手先</td><td colspan="3">2006年　　1月　　20日購入　　　製品の使用期間　　　1年　　0ヶ月使用</td></tr>
<tr><td colspan="3">1.デパート　2.スーパーマーケット　3.一般商店　4.専門店　5.量販店　6.ホームセンター<br>7.通信販売　8.中古品販売店　9.共済組織等　10.製造事業者　11.輸入事業者<br>12.その他（　　　　　　　　）　13.不明</td></tr>
<tr><td>⑨<br>貼付されているマーク等の名称</td><td>PSE</td><td colspan="2">取扱説明書の有無　1.有　2.無　3.不明<br>保証書添付の有無　1.有　2.無　3.不明<br>保証書の有効期限　購入日・製造日より　　1年　　月</td></tr>
</table>

（備考）　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2　本資料は、報告書（内閣府令第3条様式第一）の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。

3　報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。

4　上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。

5　上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。

6　上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。